

鹿角市パワーハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿角市長のパワーハラスメント事案（以下「本件事案」という。）について、公平かつ中立な観点から、専門的な知見を持つ第三者による客観的な調査等を行うため、鹿角市パワーハラスメント事案に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、本件事案に係る事実関係の解明に関することについて、調査、検証、評価及び再発防止に向けた提言（以下「調査等」という。）を行う。

(組織)

第3条 調査委員会は、3人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから副市長が委嘱する。
- 3 委員が欠員となったときは、補欠委員を任命する。

(委員長)

第4条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 調査委員会は、本件事案の審議のため必要があると認めるときは、当事者及び関係者に対して調査委員会への出席、意見の聴取及び必要な資料等の提出について協力を求めることができる。

(調査等の結果の報告)

第7条 委員長は、第2条に係る調査等を終えたときは、その結果を文書により、速やかに副市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。